



豊橋市まちづくり景観形成基本計画

緑と水に包まれ、人と自然が調和した美しいまち

2009

豊橋市



平成 21 年 3 月



■はじめに

「緑と水に包まれ、 人と自然が調和した美しいまち」をめざして

近年、我が国では、人々の価値観が、量より質へ、効率よりゆとりへと変化し、美しい景観への関心も高まってきました。また、国際化の進展や地球環境問題の深刻化などにより、地域の歴史・文化や産業などを活かした個性の創出や、豊かな自然環境の保全が今まで以上に求められるようになりました。

このような中、国においては、平成15年に「美しい国づくり政策大綱」を公表し、質の面でおおそかになっていた今までのまちづくりを反省し、美しい国づくりに向けて大きく舵を切ること示しました。そして、良好な景観形成を国政上の重要課題として位置づけ、平成16年には景観に関する総合的な法律である「景観法」を制定しました。

また、愛知県においては、平成18年に「美しい愛知づくり条例」を定め、翌年には「美しい愛知づくり基本計画」を策定し、景観形成を積極的に推進することとしました。

本市においては、平成2年に景観形成基本計画を策定し、平成4年には「豊橋市まちづくり景観条例」を定め、美しいまちづくりに関する様々な取り組みを進めてまいりました。今回、景観をとりまく社会情勢の変化や国、県の景観に対する取り組み状況に対応し、より一層、景観形成を推進するため、本計画の改訂を行いました。

私たちのまち豊橋には、豊かな自然環境や地域固有の歴史・文化など、魅力ある景観形成に活かすことのできる資源が数多くあります。

今後は、この基本計画に沿って取り組みを進め、誇りと愛着のある美しいまちづくりに努めてまいりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の改訂にあたり、ご審議いただきました豊橋市まちづくり景観審議会の委員の方々をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。

平成21年3月

豊橋市長 佐原 光一

目次

序章

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 景観形成の考え方	3

第1章 景観形成の目標と基本方針

1-1 目標景観像	5
1-2 景観形成の基本目標	6
1-3 景観形成の基本方針	8

第2章 地域別の景観形成の方針

2-1 地域の区分と景観要素の分類	11
2-2 地域別の景観形成方針	14
(1) 里山の景 ～東部丘陵地域～	14
(2) 川の景 ～豊川沿川地域～	18
(3) 港の景 ～三河湾沿岸地域～	22
(4) まちの景 ～市街地地域～	26
(5) 農の景 ～南部田園地域～	34
(6) 海の景 ～表浜沿岸地域～	38

第3章 軸の景観形成の方針

3-1 軸の位置づけ	43
3-2 軸別の景観形成方針	44

第4章 拠点の景観形成の方針

4-1 拠点の位置づけ	47
4-2 拠点別の景観形成方針	48

第5章 眺望の景観形成の方針

5-1 眺望の位置づけ	61
5-2 眺望の景観形成方針	63

第6章 景観形成の推進	
6-1 景観形成推進の考え方	65
6-2 景観形成の重点的な取り組み	67
6-3 豊橋市(行政)の推進施策	71
第7章 景観形成の作法	73
資料	
1 豊橋市の概況	81
2 景観資源の現況	87
3 景観形成の課題	97
4 用語解説	102
5 豊橋市まちづくり景観条例	104